

36 学校教練振作に関する件(陸軍省徵募課中村少佐の意向)

(昭和十年五月)

号	月	日	文書課長
定	決	裁	
送			発
月			日
起案者			(香山)

昭和十年五月二十日起案

(注記1)

専門学務局長

(赤間)

学務課長

(有光)

学校教練振作ニ関スル件

昨年ノ高等学校長会議協議事項標記ノ件ニ関シ陸軍省徵募課

(中村少佐)ノ意向ハ左記ノ如シ

尚本件ハ教練教師増加案ニ關聯モアリ留保シ置キタリ

(注記2)

記

配属將校ノ軍事研究(隊付勤務、演習参加等)ハ配属將校ノ軍事能力ノ保持並増進及兼テ教練ノ効果ヲ拳グル為ニ実施セラレ文部省陸軍省協定事項第七項(大正十四年發普一一二号通牒参照)及隊付勤務及演習参加実施方法(大正十四年官普三一三三号及同年陸普二八五六号通牒参照)ニ依リ学校ノ休暇中其ノ他教練ノ授業ニ差支ナキ場合ニ於テ隊付勤務ハ往復日数ヲ除キ三週間以内演習参加ハ別段(加筆)ノ定ナク実施ス

右実施ニ付学校ニ於テ教練ノ授業ニ支障アル場合ハ軍事研究ノ趣旨ヲ諒トセラレ陸軍部隊ヨリ協議アリタル際充分ノ打合ヲ遂

(下 札)

ゲラレ度又各学校ヨリ文部省ヲ経テ申出ノ時ハ何分ノ取計ヲナス

尚配属將校二人以上ノ学校ニ就テハ同時ニ二人以上軍事研究セシムルコトナキ様適當ノ機会ニ示達セントス

学校教練実施上ノ協定事項

大正十四年四月十四日發普一一二二号

各地方長官、直轄学校長

公私立大学長、高等学校長

専門学校長 へ文部次官通牒

今般勅令第三百三十五号及文部、陸軍省令ヲ以テ陸軍現役將校学校配属ニ関スル件公布セラレタル処之カ実施ニ関シ左記事項陸軍省ト協議決定済ニ付御了知ノ上施行上萬遺算ナキヲ期スル様御措置相成度

記

七、学校長ハ配属將校ニシテ当該学校ノ休暇中其ノ他教練ノ授業ニ差支ナキ場合ニ陸軍部隊ニ於テ軍事研究ヲナサムトスルトキハ之ヲ許可スルコト

学校配属將校ノ隊付勤務及演習参加実施方法

(採消)

大正十四年八月二九日官普三一三三号各地方長官、直轄学校長、公私立大学長、高等学校長、専門学校長、実業学校教員養成所主事等へ文部次官通牒

(採消)

陸軍現役將校学校配属令ノ規定ニ依ル学校配属將校ヲシテ軍事

ヲ研究セシムル為左記要領ニ從ヒ隊附勤務及演習参加等ヲ実施セシムルコトニ定メラレタルニ付其ノ旨御了知相成度

記

一、各部隊長ハ軍事研究ノ為必要ト認メタル場合ニ於テハ学校

ニ配属セラレタル隷下將校ヲシテ(加筆)隊附勤務又ハ演習参加

等ヲ実施セシムル(抹消)ヲ得ルコト

二、前項ノ場合ニ於テハ各部隊長ハ当該学校長ト協議ノ上学校

ノ休暇中其ノ他教練ノ授業ニ差支ナキ場合ニ於テ之ヲ実施

スルコト

三、隊附勤務ハ毎年往復日數ヲ除キ三週間以内トシ通常配属將

校ノ所属部隊ニ於テ行フコト 但シ特科將校及特種ノ事由

アル歩兵科將校ハ其ノ学校最寄ノ歩兵部隊ニ於テ行フヲ得

ルコト

四、隊附勤務又ハ演習参加ニ要スル經費ハ陸軍省ヨリ支出スル

コト

学校配属將校ノ隊附勤務演習参加ニ関スル件(大正一四、七、陸普二八五六)

大正十四年勅令第一三五号陸軍現役將校配属令ニ拠ル学校配属

將校ヲシテ軍事ヲ研究セシムル為左記要領ニ依リ隊附勤務及演

習参加等ヲ実施セシムルコトニ定メラレ候条依命及通牒候也

要領

一 各部隊長ハ軍事研究ノ為必要ト認メタル場合ニ於テハ学校

ニ配属セラレタル隷下將校ヲシテ隊附勤務、演習参加等ヲ実

施セシムルコトヲ得

二 前項ノ実施ハ当該学校長ト協議ノ上学校ノ休暇中其ノ他教

練ノ実施ニ差支ナキ場合ニ於テ行フモノトス

三 隊附勤務ハ毎年往復日數ヲ除キ三週間以内トシ通常其ノ所

属部隊ニ於テ行フ但シ特科將校及特種ノ事由アル歩兵科將校

ハ其ノ学校最寄歩兵部隊ニ於テ行フコトヲ得

四 本要領ニ基キ隊附勤務ニ要スル經費ハ雜給及雜費入学復帰

旅費ノ支弁トス又演習参加ニ要スル經費ハ演習費ノ支弁トシ

年度初頭ニ於テ令達ス

五 師団長ハ学校配属將校ノ軍事研究ニ関シ実施セル隊附勤

務、演習参加等ノ景況ニ就テ毎年三月尽日迄ニ陸軍大臣ニ報

告スルモノトス

〔注記1〕

〔完結〕

〔注記2〕

「一六」(簿冊内件名番号)

(下札)

〔中山〕
④種別 ねニ/聯繫 /登録追加 /件名 学校教練振作ニ関ス

ル件 (陸軍省徵募課中村少佐ノ意向) /番号 /結了年月日 昭

一〇、五/保存年限 ムキ/枚數 6

〔百昭7年2月至昭15年7月 学校教練
第2冊〕 文部省③ 3A, 32—7, 2540